

小中学校教員の勤務に関する 意識及び実態調査

— 多忙化を解消し教育を充実させる —

第7回教育調査報告書
(小学校・中学校)

2018年2月

公益財団法人 新潟教育会
新潟教育研究所

刊行にあたって

公益財団法人 新潟教育会

代表理事 川 端 弘 実

「人生100年時代」「人づくり革命」「働き方改革」など、人生の在り方や生き方にも、次々に国からの新たな目標（スローガン）が掲げられている昨今です。

5年前のOECD-TALIS（国際教員指導環境調査）で日本は世界最悪の長時間勤務だったにもかかわらず、昨年の国内調査では月当たり小学校70時間、中学校93時間の超過勤務の状態にまで悪化しました。その中で「学校はブラック職場」「ブラック部活動」などの報道が数多くなされ、その影響があるのか、教員採用選考検査受検者が全国的に減少している実態にもあります。

以前であれば、社会の反応は「民間はもっと厳しい」「教員は給与も多く、全体の奉仕者としての公務員だから、仕事をするのが当たり前」などといった批判の方が多いのが現実でした。しかしながら、週刊東洋経済（9/16号）で「現在の学校教育は、教員の「子どものため」という自発的な超過勤務で成り立っている。教員の善意に依存した『やりがい搾取』が限界に近づいているのは確かだ。このまま放置すれば、教員そして学校が壊れてしまう。一刻も早い対策が不可欠だ。」と表現されるなど、明らかに社会の受け止めに変化がみられます。このことを、ピンチはチャンスであり、この問題は学校だけではなく、社会全体で解決していくべきであるとの声が多く聞かれる現状にあります。

中央教育審議会「学校における働き方改革特別部会」は、昨年8月に働き方改革の緊急提言を出し、9月には「業務の役割分担・適正化に関する具体的な論点」として挙げた11の業務について、教員の負担軽減に向けた改善案を議論しました。この中で、各業務の今後の役割分担について、下記のどれに位置づけるのかを検討しましたが、この検討内容は、本報告書の提言と同様のものが多くあります。

- ① 基本的に教員のみが担える業務（教員が担わなければならない業務）
- ② 教員が担う必要があるが、教員以外の者の参画により業務量を軽減できる業務
- ③ 他にふさわしい者がいる場合には必ずしも教員が担う必要がない業務
- ④ 学校において教員以外の者が担うべき業務（教員が担うべきではない業務）
- ⑤ 学校以外が担うべき業務

本報告書の調査項目は6年前とほぼ同じ内容です。その比較は本文に譲りますが、「子どもと向き合う時間の確保」という観点から教員の多忙化が語られた当時と、ワーク・ライフバランスや心身の健康面などの観点から語られる現状とは大きな違いがあります。

学校機能が拡大する一方で、上記部会では「働き方改革」は、「引き算」であるとしていますが、社会が学校に求める役割が減ることは実際にはありません。だからこそ、細かな業務範囲や時間の線引きではなく、「学校教育の役割」とは何かという視点から上記①～⑤の抜本的な改革が必要なのではないかと考えます。

その面から、本報告書の比較データや分析そして提言が、学校からの働き方改革の一助になることができれば幸いです。

目 次

刊行にあたって	1
I 章 調査の概要	5
1 調査の趣旨	7
2 調査対象及び人数	8
3 調査の時期	8
4 調査の観点及び調査項目	8
5 調査方法	8
II 章 調査の集計結果と考察	9
1 回答者の年代, 性別, 勤務校について	11
2 日頃の勤務について	12
(1) 会議削減の取組は効果があるか	12
(2) 行事を精選する取組は効果があるか	13
(3) 研究発表会の参加を減らすことに賛成か	14
(4) 平日に家で学校の仕事をしているか	15
(5) 平日の出勤時刻は勤務開始のどれくらい前か	16
(6) 平日の退勤時刻は何時頃か	17
(7) 教材研究や授業準備はいつしているか	18
3 日頃の教育活動について	20
(1) 教員生活の満足度はどのくらいか	20
(2) 自分の指導力向上の取組をどう思うか	21
(3) 日々力を入れている教育活動は何か	22
(4) 日々困っている教育活動は何か	23
(5) 教育活動を進める上で困っていることは何か	24
(6) 自由に使える時間が増えたら何に使うか	25
(7) どんなときにやる気がでるか	26
4 週休日の過ごし方について	27
(1) 週休日に家で学校の仕事をしているか	27
(2) 週休日に学校に出かけ部活指導をしているか	28

(3) 週休日に心身のリフレッシュができるか	29
(4) 週休日に趣味を楽しんでいるか	30
(5) 週休日に地域行事に参加しているか	31
(6) 一月の週休日のうち研修や部活指導等で家を空けるのは何日か	32
(7) 週休日は何をして過ごしているか	33
5 現行の学習指導要領に基づく教育課程の実施等に関して	34
(1) 学習指導要領の改訂による授業時数や内容の増加によって児童生徒の負担が大きくなると思うか	34
(2) 日頃の授業の中で思考力・判断力・表現力等の能力が育って来ていると感じているか	35
(3) 多忙化の要因をどうとらえるか	36
Ⅲ章 充実した教員生活のための提言	39
～多忙化を解消し児童生徒の教育を充実させる～	
1 提言の前に ～教員の多忙化再考～	41
はじめに	41
(1) 教員の多忙化をめぐる現況	41
(2) 教員の多忙化の背景と歴史	42
2 多忙化を解消するための提言	46
〈文科省・各教育委員会（国・地方公共団体）では〉	47
〈保護者・PTA・地域では〉	47
〈学校では〉	48
3 おわりに	50
Ⅳ章 アンケート調査用紙	53
新潟教育研究所の教育調査の紹介	

I章 調査の概要

I 章 調査の概要

1 調査の趣旨

社会のグローバル化や知識基盤社会化が進展する中、学校教育に求められているのは、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた人間の育成、つまり「生きる力」をはぐくむ教育を一層強力に推し進めることである。しかしながら、教育内容の増加や地域・家庭の教育力の低下等、学校を取り巻く環境の変化に伴い、学校教育の抱える課題も多様化・複雑化してきている上、現在、新学習指導要領の全面実施が迫っている。また、学校教育の担い手である教員の業務は児童生徒の指導という本務のほかに学校運営や外部対応に関する内容が多くなり、教員が児童生徒の指導に専念できない状態にある。教員の多忙化の解消は、今や学校教育の成否を左右する重要な、かつ緊急な課題となっている。

こうした現状を踏まえ、国では、教員の職務や学校の組織運営の見直し、事務作業の軽減・効率化等、教員が本務に専念できる環境づくりが進められている。また、県では、27年11月に第3次アクションプランを通知し、平成22年7月に策定した「多忙化解消アクションプラン」を継続して取組を進めている。第3次の柱は個々の出退勤時刻の管理による業務の見直し、部活動運営の適正化である。新潟市でも、多忙化解消の行動計画を作成中である。

教員の多忙化の解消は、直接的には学校教育の充実や発展に資するものであるが、間接的には教員の家庭生活の安定や充実にも寄与する。信頼される教師の資質として「教職に対する強い情熱」、「教育の専門家としての確かな力量」、「総合的な人間力」の3つがあげられるが、教員の家庭生活や地域生活の安定や充実は、こうした資質の向上によい影響を与え、結果としてよりよい学校教育の具現につながるものである。

ところが、多忙化の実態や多忙化に起因する問題点等に関する調査は意外に少ない。また、多忙化をやむを得ない事情として受けとめている教員もおり、保護者や地域住民の関心もそう高いとはいえない。

実態を知らなければ何も始まらない。知ることによって関心が高まり、改善の一步を踏み出すことができる。本調査は、多忙化にかかわる実態を情報として提供し、教員、保護者、地域住民に問題提起をするとともに、その分析検討を通して改善の方向を探ることを目的に実施した。また、この教員の多忙化についてのアンケート調査は、2011年（平成23）にも行い、そのアンケートと共通の項目の設問が大多数のため、意識・実態の変化もとらえられると考えた。見やすさを考慮したため前回の結果はグラフとして掲載しなかったが、考察に適宜触れるようにした。そのことを了承していただき、以下の章をお読みいただければ幸いである。

2 調査対象および人数

新潟県内の小学校および中学校に勤務する校長・教頭を除く教員。

【小学校】	依頼数	300人
	回答数	270人（回収率90%）
【中学校】	依頼数	200人
	回答数	179人（回収率89.5%）
【合計】	依頼数	500人
	回答数	449人（回収率89.8%）

*抽出に当たっては学校規模，年齢，性別を考慮した。

3 調査の時期

平成29年7月22日～平成29年8月31日

4 調査の観点及び調査項目

（1）調査の観点

- ① 会議や行事の精選に努める学校の取組についての意識調査
- ② 日常の勤務状況（出勤時刻・退勤時刻，授業準備等）についての実態調査
- ③ 自らの教員生活についての満足度や取組についての意識調査。
- ④ 日々の教育活動で力を入れていることや困っていることの実態調査
- ⑤ 週休日の過ごし方についての実態調査
- ⑥ 現行学習指導要領実施に伴う児童生徒の負担等についての意識調査

（2）調査項目

質問紙の質問項目は27項目である。詳しくは，IV章をご覧いただきたい。

5 調査方法

（1）郵送による質問紙調査

対象学校の校長に返信用封筒・質問紙を送付し，該当教員に渡し，回答後，用紙を投函するよう依頼した。なお，投函の際，用紙・封筒とも校名・氏名・住所の記載は不要とした。

（2）回答は選択方式

質問の回答はすべて選択肢の中から回答する方式である。

なお，質問によって単数選択の場合と複数選択の場合がある。複数選択の場合は，選択してよい回答数をあらかじめ明示した。